

2008 年 6 月



世界銀行

(国際復興開発銀行)

2010 年 6 月 10 日満期 11.28%南アフリカ・ランド建債券

販売説明書

本販売説明書（以下「本書」といいます。）は、売出人により日本国の投資家の便宜のために作成されたものであって、上記債券の販売に関する全ての関連する情報を記載したものではなく、当該投資家の投資判断に必要と思われる情報の一部を翻訳又は記載したものです。本書の内容の正確性および完全性について世界銀行の確認を得たものではありません。

本書中の「本債券の要項」は、世界銀行のグローバル・デット・イシュアンス・ファシリティ（Global Debt Issuance Facility）に関する英文の 2008 年 5 月付発行説明書（Prospectus）中の債券の要項等により上記債券に関する英文の最終条件書（Final Terms）の内容を組み込んだもの（以下「発行説明書」と総称します。）を要約したものです。

～本債券のリスク等について～

- 世界銀行（国際復興開発銀行）2010年6月10日満期11.28%南アフリカ・ランド建債券（以下「本債券」と称します。）の元利金は南アフリカ・ランドで支払われますので、外国為替相場の変動により円で換算した場合の支払額がその影響を受けます。南アフリカ・ランドは米ドル、ユーロ等の主要通貨と比べ、外国為替相場の変動幅が大きく、円で換算した場合の支払額も、米ドル、ユーロ等の主要通貨の場合と比べ、より大きく変動します。また、これにより、円換算した償還価額または売却価額が投資元本を割り込むことがあります。
- 本債券を購入する場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 本債券の利息および償還金の支払は発行者（世界銀行）の義務となっております。したがって、発行者の財務状況の悪化等により発行者が本債券の利息または償還金を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあります。
- 償還前の本債券の価格は、金利の変動、発行者の経営・財務状況の変化および発行者に関する外部評価の変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがあります。
- 流動性や市場性が乏しいものについては、償還前の売却が困難であり、このことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- 将来において、税制が変更される可能性があります。
- 本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、必要に応じ、法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本債券の投資に伴うリスクに耐え得る投資家のみが本債券に対する投資を行ってください。
- 本債券のお申込みにあたっては本販売説明書および契約締結前交付書面をご覧のうえ、それらの内容を十分に読み、ご投資の最終決定は投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

売出人において販売いたしました本債券の価格情報及び格付の状況等につきましては、売出人にお問い合わせください。

商号等：SBIイー・トレード証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号

加入協会：日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会

目 次

	頁
売出要項	1
本債券の要項	2
租税	8
その他	8
世界銀行の要約情報	9
＜参考資料＞	
世界銀行と日本	

世界銀行（「国際復興開発銀行」ともいう。）は、毎年英文の情報説明書（Information Statement）（以下「情報説明書」という。）を発行しており、同説明書には、世界銀行の業務、資本構造、運営、国際復興開発銀行協定（以下「世銀協定」という。）および法的地位が記載されており、直前年度末（現在、各年6月30日）付の監査済財務書類が含まれています。また、世界銀行は、英文の Management's Discussion & Analysis and Condensed Quarterly Financial Statements March 31, 2008 (Unaudited) と題する文書（以下「マネージメント・ディスカッション」という。）を公表しており、同書には、2008年3月31日終了の2008年度第3四半期の情報が含まれています。現行の情報説明書（2007年9月14日付のもの）は<http://treasury.worldbank.org/Services/Capital%2bMarkets/>より、またマネージメント・ディスカッションはインターネット（URL： http://www.sec.gov/Archives/edgar/data/51120/000110465908033730/a08-14088_1qtrlyrpt.htm#ManagementsDiscussionAndAnalysis_033410）より入手可能です。本書に記載されている事項の正確な理解のためには、発行説明書、2007年9月14日付情報説明書およびマネージメント・ディスカッションをご参照下さい。

いかなる者も、本書に記載もしくは引用されていない情報を提供し、または記載もしくは引用されていない表明を行う権限を与えられておりません。

本書に記載または引用されていない情報または表明は、世界銀行により承認されているものとしてこれを信用してはなりません。本書に記載または引用された情報が、本書の日付以後においても正確であることを本書の交付が示唆していると解してはなりません。

本書もしくはその一部の配布、および本債券のオファー、売却、交付が法律により特定の地域において制限されることがあります。本書を所持する者は、かかる制限を承知し、遵守しなければなりません。

本債券の元利金は南アフリカ・ランドで支払われますので、外国為替相場の変動により円で換算した場合の支払額がその影響を受けます。

本書において、「南アフリカ・ランド」および「ZAR」は、南アフリカ共和国の法定通貨である南アフリカ・ランドを意味します。

「＜参考資料＞世界銀行と日本」は、世界銀行東京事務所が公表している情報を転載したものです。

世 界 銀 行
(国 際 復 興 開 発 銀 行)

2010年6月10日満期11.28%南アフリカ・ランド建債券

売 出 要 項

売 出 人

名 称	住 所
SBIイー・トレード証券株式会社	東 京 都 港 区 六 本 木 一 丁 目 6 番 1 号

(注) SBIイー・トレード証券株式会社は、2008年7月1日付で、株式会社SBI証券に商号変更を行う予定です。

売 出 債 券 の 名 称	世界銀行（国際復興開発銀行） 2010年6月10日満期11.28%南アフリカ・ランド建債券 (本書中において「本債券」という。)		
記 名 ・ 無 記 名 の 別	無 記 名 式	売 出 券 面 総 額	7,000万ZAR (注1)
各 債 券 の 金 額	25,000ZAR	売 出 価 格	額面金額の100%
売 出 価 格 の 総 額	7,000万ZAR (注1)	利 率	年11.28%
償 還 期 限	2010年6月10日 (ロンドン時間)	売 出 期 間	2008年6月3日から 2008年7月1日まで
受 渡 期 日	2008年7月2日	申 込 単 位	25,000ZARの整数倍
申 込 取 扱 場 所	売出人の日本における本店および各支店 (注2)		

(注1) 本債券の発行額面総額は、7,000万ZARです。ただし、発行額面総額、売出券面総額および売出価格の総額は、2008年6月23日頃までに3億ZARを限度として増額される可能性があります。最終的な発行額面総額、売出券面総額および売出価格の総額については、2008年6月26日以降に売出人にお問い合わせください。

(注2) 本債券の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされます。各申込人は売出人からあらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の設定を申込み旨記載した申込書を提出しなければなりません。

外国証券取引口座を通じて本債券を取得する場合、同口座約款の規定に従い本債券の債券の交付は行ないません。なお、券面については、後記「本債券の要項 包括債券」を参照ください。

本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受けます。合衆国税務規則により許容された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはなりません。

(注3) 本債券は世界銀行のグローバル・デットイシュアンス・ファシリティに基づき、ユーロ市場で募集され、2008年7月1日（本書中において、「発行日」という。）に発行されます。同ファシリティにはスタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズよりAAA、およびムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクよりAaaの格付けが付与されています。

本債券は、いかなる取引所にも上場される予定はありません。

本 債 券 の 要 項

(要 約 訳 文)

本債券は、世界銀行とシティバンク、エヌ・エイ ロンドン支店（以下「包括代理人」といい、包括代理契約に基づく代替の包括代理人を含む。）との間の2008年5月28日付修正再表示包括代理契約（その時々々の修正および追補を含み、以下「包括代理契約」という。）に基づき、かつ、世界銀行による2008年5月28日付約款（以下「約款」という。）の利益を受けて、発行される。包括代理契約には本債券および当該債券に関する利札の様式が含まれている。包括代理契約および約款の写しは包括代理人および支払代理人（後記「支払い」において定義する。）の指定営業所において閲覧が可能である。包括代理契約は、支払代理人（以下、包括代理人とともに、「支払代理人」という。）等その他の代理人（以下支払代理人も含め、「代理人」と総称する。）の指定について規定する。本債券の債権者（下記「様式、額面、権原および通貨」において定義する。）および利札所持人は、包括代理契約、約款および最終条件書のすべての条項に拘束され、了知しているものとみなされ、かつ、それらの利益を享受する。

様式、額面、権原および通貨

本債券は無記名式利札付とし、額面金額は25,000ZARの1種とする。

本債券およびかかる債券に添付の利札に対する権利は本債券および利札を交付することにより移転する。世界銀行、包括代理人および支払代理人は、支払いその他のすべての目的のために、本債券の所持人および利札の所持人を（かかる債券または利札の支払期日が経過したか否かに拘らず、かつ所有権、信託もしくはその持分に関する通知、もしくはその記載（または権利を表章する券面上の記載）、または過去の盗難もしくは紛失に関する通知に拘らず）本債券および利札の完全な所有者とみなし、そのように取扱うことができる。当該所持人に対する本債券または利札に関するすべての支払いは有効とみなされ、かかる支払いが行われた金額を限度として、当該本債券または利札に関する世界銀行の債務を有効に消滅させる。

地 位

本債券は、世界銀行の直接かつ無担保の債務であり、本債券相互の間において優先または劣後することなく、世界銀行の他の一切の無担保かつ非劣後の債務と同順位である。

本債券はいかなる政府の債務でもない。

担保設定制限

世界銀行は、本債券が残存し未償還である限り（ただし、包括代理人に元本および利息の全額が支払われている場合を除く。）、世界銀行が随時発行、債務引受けまたは保証する債券もしくはその他の借入金債務証書の担保として、世界銀行の財産もしくは資産に抵当権、質権もしくはその他の担保権（世界銀行が購入した資産の代金債務の全部または一部を担保するためにその購入財産の上に設定する抵当権、質権もしくはその他の担保権、世界銀行の通常の業務遂行に際し生じた担保権およびこれらが更新されまたは再設定されたものを除く。）を設定しないものとする。ただし、本債券のために、かかる他の債券または債務証書と同順位でかつその割合に応じてかかる抵当権、質権またはその他の担保権が付される場合はこの限りでない。

利 息

本債券の利息は、2008年7月1日（その日を含む。以下「付利開始日」という。）から発生し、額面金額に対し年11.28%の利率で付され、2008年7月10日を初回とし、2010年6月10日を最終回とする毎月10日（それぞれを以下「利払日」という。）に、それぞれその日（その日を含まない。）までの1か月間についての利息、すなわち、額面金額25,000ZARの各本債券について、235.00ZARを後払いする（初

回利払日である2008年7月10日の場合を除く。）。初回利払日である2008年7月10日には、付利開始日（その日を含む。）から2008年7月10日（その日を含まない。）までの期間についての利息、すなわち、額面金額25,000ZARの各本債券について、70.50ZARを後払いする。

償還期日後は利息を付さない。ただし、償還のために本債券を呈示した時に元金の支払いが不当に差控えられまたは拒絶された場合、償還期限（その日を含む。）から下記「時効」に定義される当該日（その日を含まない。）までの期間につき本債券の額面金額に対し年 11.28%の遅延利息を継続して付す。

利払日が営業日ではない場合、当該利払日に支払われる利息の支払は、翌営業日まで延期される。かかる延期の場合において、当該利払日に支払われる利息額の調整はなされない。本項において、「営業日」とは、(1)ヨハネスブルグ市において商業銀行および外国為替市場が支払決済を行ない、一般業務（外国為替および外国通貨預金取引を含む。）を行っている日で、かつ(2) ロンドン市、ニューヨーク市および東京都において商業銀行および外国為替市場が一般業務（外国為替および外国通貨預金取引を含む。）を行っている日を意味する。

ある利息発生期間に関し、本債券の計算基礎額（額面金額の100%）につき支払われる利息額は、かかる利息発生期間につき確定利息額の記載がない限り（かかる場合、当該利息発生期間に関する本債券の計算基礎額について支払われる利息額は、記載の確定利息額である。）、利率に計算基礎額および当該期間の日数を360で割った商を乗じた積の値に等しい。利息期間が複数の利息発生期間からなっている場合、当該利息期間の計算基礎額につき支払われる利息額は、各利息発生期間に関し支払われる利息額の合計とする。利息計算を要するその他の期間に関しては、日数計算が利息の計算を要する期間に適用されるものとなる以外は、上記の規定が適用される。

各本債券につき、利息の額が指定されていない期間に対して支払われるべき利息を計算する必要がある場合には、その利息の額は、各本債券の額面金額に上記の利率を乗じ、その積に下記の算式に基づく当該期間の日数を 360 で除して算出される商を乗ずることにより計算される（0.01ZAR 未満四捨五入）。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y_2 - Y_1)] + [30 \times (M_2 - M_1)] + (D_2 - D_1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y₁」とは、当該期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y₂」とは、当該期間に含まれる最終日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M₁」とは、当該期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M₂」とは、当該期間に含まれる最終日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D₁」とは、当該期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が 31 の場合、D₁ は 30 になる。

「D₂」とは、当該期間に含まれる最終日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が 31 であり、D₁ が 29 より大きい数字の場合、D₂ は 30 になる。

償還および買入れ

(a) 満期償還

下記に定める償還または買入れによる消却がなされていない限り、各本債券は2010年6月10日にその額面金額にて南アフリカ・ランドで償還される。

(b) 買入れ

世界銀行はいかなる時においても、公開市場その他において、本債券を買入れまたはその他の方法により取得することができる。世界銀行が買入れまたは取得した本債券は保有もしくは再売却することができ、また、世界銀行の裁量により、本債券付属のまたは一緒に買入れた期限未到来の利札とともに、消却のため包括代理人に引渡すことができる。買入れが入札で行われる場合は本債券の所持人すべてに同等の機会を与えねばならない。

(c) 消却

世界銀行がまたは世界銀行のために買入れたすべての本債券は、各本債券をすべての期限未到来の利札とともに包括代理人に引渡すことにより、消却することができる。かかる場合、引渡された本債券は（付属のまたは同時に引渡された期限未到来の利札とともに）、世界銀行が償還したすべての本債券とともに、直ちに消却される。

消却のため引渡され、または消却済の本債券は、再発行または再売却を行うことはできず、世界銀行はかかる債券に関する債務から免責される。

支払い

本債券の元利金の支払いは、アメリカ合衆国外およびその領土外にある支払代理人の指定営業所においてかかる本債券または利札が呈示および提出されたときに、下記の制限に従い、南アフリカ・ランド建小切手または当該本債券の所持人の選択によりヨハネスブルグ市所在の銀行に有する南アフリカ・ランド建口座に振込むことにより行われる。

包括債券により表章されている本債券に関する元利金の支払いは、上記の方法により、または当該包括債券に記載された他の方法により、当該包括債券の呈示または引渡しに対し、支払代理人の指定営業所においてなされる。包括債券の呈示または引渡しに対してなされた支払いの記録は、支払代理人により元本の支払いと利息の支払いを分別して、当該包括債券上になされ、かかる記録は、当該支払いがなされた旨の一応の証拠となる。

全ての支払いは、適用ある法律および規則に従うものとする。

確定様式の本債券に関し、世界銀行が当初指定している支払代理人およびその指定営業所は下記のとおりである。

包括代理人および支払代理人
Citibank, N.A.
Citigroup Centre
Canada Square, Canary Wharf
London E14 5LB

包括代理人および支払代理人は世界銀行の代理人としてのみ行為し、本債券または利札の所持人に対し、代理または信託の義務または関係を負わない。

世界銀行はいつでも、包括代理人、その他の支払代理人の指定の条件を変更しまたはかかる指定を終了させ、追加のまたは新たな包括代理人、その他の支払代理人を指定することができる権利を留保する。ただし、世界銀行は常時、包括代理人およびヨーロッパの主要都市に指定営業所を有する支払代理人を保持する。

かかる変更または終了は、支払不能の場合（この場合は、直ちに効力を生ずる。）を除き、下記「通知」の項の規定に従い本債券の所持人に30日以上事前の通知がなされた後に効力を生じ、さらに、ある代理人の辞任または解任は、上記の支払不能の場合を除き、後継の新たな代理人が指名されるまで効力を生じない。

かかる変更または指定営業所の変更に關する通知は、下記「通知」の項の規定に従い本債券の債権者に対し速やかにこれを行う。

本債券は、元金支払いの際に、これに付されていたすべての期日未到来の利札とともに提出されることを要する。期日未到来の欠缺利札の額面金額に等しい金額（一部支払いの場合は、控除される金額のかかる欠缺利札の額面金額に対する割合が、支払われる元本金額の支払われるべき元本金額に対する割合と等しくなるような金額）が支払われる元本金額から控除される。控除された金額は、当該元金支払いにかかる当該日（下記「時効」の項に定義される。）から10年以内にかかる欠缺利札を提出することにより（かかる欠缺利札が「時効」の項の記載に従って無効となっているか否かを問わない。）上記の方法で支払われる。元本支払期日が利払日と異なる日である場合は、当該元本金額の経過利息は、関連本債券の呈示の際にのみ支払われる。

本債券または利札の支払いが行われるべき日が、関連営業日ではない場合、本債券または（場合により）利札の所持人はかかる日の翌営業日まで当該支払いを受ける権利を有さず、また当該支払いの延期につき利息またはその他の金員の支払いを受ける権利を有しない。

「関連営業日」とは、土曜日または日曜日以外の支払呈示場所およびロンドン市、ニューヨーク市、東京都およびヨハネスブルグ市において銀行および外国為替市場が営業を行なっている日をいい、支払いが銀行に有する南アフリカ・ランド建口座に対する振込みによりなされる場合には更に、ヨハネスブルグ市において外国為替取引が行われる日をいう。

本債券の償還期日が利払日でない場合は、直前の利払日または（場合により）付利開始日から生ずる利息は、本債券の呈示または（場合により）提出の場合にのみ、支払われる。

南アフリカ・ランドが、本債券の支払期日の到来時に、南アフリカ共和国政府によって、公共および民間債務を支払うために使用されなくなった場合、南アフリカ共和国政府によって公共および民間債務を支払うために、もしくは当該国の公共機関によってもしくは国際的銀行間取引において、使用されなくなった場合で、または南アフリカ・ランドが本債券が支払われるべきときに世界銀行の制御できない状況の結果として利用できないと考えられる場合には、世界銀行はかかる支払にかかる支払の2営業日前の日のニューヨーク連邦準備銀行が公表するニューヨーク市における正午の米ドルによる当該通貨の電信為替相場に基づいて、またはかかる相場が当該2営業日前の日に利用不能の場合は当該2営業日前の日の直前の利用可能な相場に基づいて、米ドルでなすことによりかかる支払に関する世界銀行の義務を履行することができる。かかる状況下でかかるその他の通貨または米ドルでなされた支払は、有効な支払となり、本債券に関して債務不履行となることはない。本段落の適用において、営業日とは、ニューヨーク連邦準備銀行がニューヨーク市において業務を行っている日をいう。

南アフリカ共和国に関しては、南アフリカ共和国の外貨建長期債務につき、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズが BBB+ の格付を、またムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクが Baa1 の格付を付している。

時 効

世界銀行に対する本債券および利札に関する支払請求権は、かかる支払いに関する当該日より本債券に関しては10年および利札に関しては5年以内にかかる請求がない場合は、時効に服し、無効となる。本債券の要項において、「当該日」とは、その支払期日が最初に到来した日または（支払われるべき金額が不当に差控えられまたは拒絶された場合）支払いを要する全ての金額の支払いがなされた日または、（より早い場合）下記「通知」の規定に従って本債券の呈示または引渡しにより支払いがなされる旨の通知が下記「通知」の項に従い本債券の債権者に対して適式に行われた日の7日後の日（ただし、支払いがかかる呈示または引渡し時に実際になされた場合に限る。）をいう。

債務不履行

世界銀行が、自らが発行した、債務引受けを行っているもしくは保証している債券（本債券を含む。）もしくは類似の債務に関する元利金の支払いまたは債券買入基金条項もしくは減債基金条項の履行につきこれを怠り、かかる不履行が90日以上継続した場合、本債券の債権者はその後かかる不履行が継続している期間中いつでも、アメリカ合衆国コロンビア特別区ワシントンに所在の世界銀行本部に対し、その保有する本債券の全部につき、その連続番号またはその他の特定番号および額面金額を記載して、期限の利益喪失を宣言することを選択する旨の書面を交付し、または交付させることができる。かかる通知が世界銀行に交付された後30日目の日に、世界銀行は当該本債券につき期限の利益を失い、本債券を額面金額で、直ちに償還する。ただし、その時までには既存の債務不履行が全て治癒された場合はこの限りでない。

代り債券および利札

本債券または利札が破損、滅失、喪失、盗難または汚損した場合は、代り債券または利札の発行に要する費用を申請者が支払い、かつ世界銀行が要求する証拠、担保および補償等についての条件に従えば、ロンドン市にある包括代理人の指定営業所において代り債券または利札の発行が可能である。破損または汚損した本債券または利札は、代り債券または利札の発行前に引渡されなければならない。

追 加 発 行

世界銀行は随時、本債券の債権者の同意なしに債券を追加発行し、存在する本債券と同じ銘柄とすることができる。

代 理 人

包括代理契約に基づく行為につき、代理人は専ら世界銀行の代理人として行為し、いかなる本債券の所持人に対しても義務を負担しまたは代理関係もしくは信託関係に立つものではない。

通 知

別に定めのある場合を除き、本債券の所持人に対する通知は、ロンドン市（ファイナンシャル・タイムズの予定）において一般に頒布される主要な日刊英字新聞一紙において掲載される場合、有効となる。かかる通知は、これを掲載した日になされたものとみなす。通知が2回以上または異なる日に掲載された場合は、上記の新聞で最初に掲載された日を通知がなされた日とみなす。利札所持人は、上記に従ってなされた通知の内容について、すべての目的において了知しているものとみなされる。

確定本債券が発行される時まで、すべての本債券または本債券を表章するすべての券面がユーロクリアおよびクリアストリームまたはその他の決済機関に保有されている限り、上記通知の規定は、本債券の所持人に対し、かかる決済機関が連絡を行うために、ユーロクリアおよびクリアストリームまたはその他の決済機関に対し、当該通知を交付することにより代替されることができる。かかる通知は、ユーロクリアおよびクリアストリームまたはその他の決済機関になされた日になされたものとみなされる。

上記「債務不履行」の場合を除き、本債券の所持人による通知は、書面により、かつ包括代理人に関連本債券または券面とともに提出することによりなされる。本債券が包括債券に表章されている限り、かかる通知は本債券の所持人により、包括代理人およびユーロクリアまたはクリアストリームがそのためとして認める方法でユーロクリアまたはクリアストリームを経由して包括代理人に対してなすことができる。

1999年契約（第三者の権利）法

何人も、1999年契約（第三者の権利）法に基づいては本債券のいずれの要項についても執行する権利を有していない。

準拠法、管轄および送達

本債券および利札は英国法に準拠し、これに基づき解釈される。

本債券および利札に関しまたは本債券および利札から生ずる英国裁判所における一切の訴訟につき、世界銀行は英国裁判所の非専属的管轄権に取消不能の形で服する。

世界銀行は、英国における手続に関して、世界銀行に代わり、訴状送達を受ける英国における代理人として、英国ロンドン市SW1P 4QP ミルバンク 21-24, ミルバンク・タワー12階に所在するその特別代理人を取消不能の形で指名する。世界銀行が英国に特別代理人を置かなくなった場合、または何らかの理由によりかかる訴状送達代理人が上述の世界銀行の代理人として行為できなくなったか、もしくはロンドンに所在しなくなった場合、世界銀行は代替の代理人を指名し、直ちにかかる代替の代理人の指名を上記「通知」に従って本債券の所持人に対して通知することに取消不能の形で合意する。上記の規定は、法が許容する他の方法で送達を行う権利には何ら影響しない。

包括債券

本債券は、当初、無利札の仮大券（以下「仮大券」という。）により表章され、その発行日に、ユーロクリア・バンク・エスエイ/エヌヴィ（本書において、「ユーロクリア」という。）およびクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（本書において、「クリアストリーム」という。）の共通預託機関に預託される。仮大券上の権利は、その全部または一部を、本債券を表章する無利札の恒久大券（以下「恒久大券」という。）と交換される。

仮大券および恒久大券は、本債券が包括様式をとっている場合において本債券に適用される条項を含んでおり、かかる条項には上記本債券の要項を補完するものがある。下記は、かかる条項の要約である。

交換 仮大券は、その全部または一部につき、関連決済機構が包括代理契約に記載された様式に従って実質的所有者が米国人でない旨の証明書を提出した場合、2008年7月1日後40日目の日以降に恒久大券上の権利と（所持人の費用負担なしに）交換可能となる。恒久大券が決済機構のために保有され、かつ、当該決済機構が（法律その他の理由による休日の場合を除き）14日間連続して業務を閉鎖し、または業務を永久に停止する意思がある旨発表し、または実際に業務を永久に停止した場合は、恒久大券はその所持人が包括代理人に通知することによりその全部につき（所持人の費用負担なしに）これを確定債券に交換することができる。かかる恒久大券と交換に、世界銀行は、これに相当する元本総額の、包括代理契約に添付された様式またはかかる様式と実質的に同じ内容の様式の、適式に署名され認証された確定無記名式本債券(恒久大券について未払の利息に関するすべての利札を付し、かつ適用される法および証券取引所の要件に従って証券として印刷されたもの。)を交付しまたは交付せしめる。かかる恒久大券の持分の全てが交換されたときに、世界銀行は、所持人の要求があれば、かかる恒久大券を消却し所持人に返還することを確約する。

支払い 交換前においては、仮大券に関する支払いは関連決済機構による実質的所有者が米国人でない旨の証明書と引換えにおいてのみこれを行う。交換時以降は、仮大券に関する支払いは行わない。ただし、恒久大券上の権利に対する交換が不当に留保されまたは拒絶された場合はこの限りでない。恒久大券が表章する本債券の元本および利息の支払いは、恒久大券への記載のための呈示がなされたとき、および、本債券に関してそれ以降支払いが行われない場合は、包括代理人もしくはその指図する者またはかかる目的のために所持人に対する通知に定めるその他の支払代理人に対する恒久大券の提出がなされたときに、これを行う。実施された各支払いの記録は、恒久大券の然るべき別表上に記載することによりこれを行い、かかる記載は本債券に関して当該支払いが行われたことについての一応の証拠となる。

通知 本債券が恒久大券により表章され、かかる恒久大券が決済機構のために保有されている限り、本債券の債権者に対する通知は、その権利を有する口座保有者に対する連絡を行うためにかかる決済機構に対して通知書を交付することにより行われる。

時効 恒久大券の元本および利息に関する世界銀行に対する支払請求権は、恒久大券が当該日（上記「時効」の項目において定義されている。）よりそれぞれ10年および5年以内に支払いのために呈示されなければ、時効により消滅する。

買入れおよび消却 世界銀行が買い入れた後に消却することを選択した本債券の消却は、恒久大券の元本の額を減額することによりこれを行う。

債務不履行 恒久大券の所持人は、上記「債務不履行」に記載する事情が存するときは、期限の利益を喪失させる本債券の元本額を記載して世界銀行に通知することにより、かかる恒久大券の全部または一部につき期限の利益を喪失させることができる。債務不履行に関する通知を行った後、捺印証書 (deed poll) として作成された恒久大券の所持人は、恒久大券が特定された部分につき無効となること、および決済機構に対する口座保有者としてかかる部分に対し権利を有する者は約款に基づき世界銀行に対し直接執行する権利を取得することを選択できる。

租 税

課税上の地位

本債券およびその利息は、一般に租税に服する。世銀協定上、本債券およびその利息はいかなる加盟国によっても、(i)世界銀行が発行したことのみを理由として不利な差別を設ける課税、または、(ii)本債券の発行、支払予定もしくは支払実施の場所もしくは通貨または世界銀行が維持する事務所の所在地もしくは業務所の位置を唯一の課税根拠とする課税が行われることはない。

日本国の租税

日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国外で支払われ租税特別措置法第3条の3に定義する支払の取扱者（原則として売出人を含む。）を通じて交付される場合には原則として、現行法令上20%（15%の国税と5%の地方税）の源泉税が課される（源泉税額は、その利息につき外国税額が支払の際に課されているときは、かかる外国税額がなければ交付されたであろう金額に基づいて計算し、その額から外国税額が控除される。）。居住者においては、本債券の利息の交付が支払の取扱者を通じて行われる場合には当該源泉税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となる。但し、利息の交付を支払の取扱者を通じて受ける場合には、当該法人は前記源泉徴収税を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本債券の償還額が本債券の取得価額を超える場合の償還差益は、日本国の居住者の場合、雑所得として取扱われ、総合課税の対象になる。内国法人の場合は、当該償還差益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。本債券の償還額が取得価額を下回る場合の償還差損は、日本国の居住者の場合は、所得税法上はないものとみなされる。内国法人の場合は、当該償還差損は損金の額として法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

本債券の譲渡による損益については、日本国の居住者の場合、譲渡益は非課税とされ、譲渡損は所得税法上ないものとされる。内国法人の場合は、当該譲渡損益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

そ の 他

日本国金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく売出しの届出の必要はない。

下記の要約情報は、2007年9月14日付の情報説明書およびマネージメント・ディスカッションの一部分の翻訳である。投資家は、世界銀行の活動および財政に関する包括的理解のためにこの要約情報に依拠すべきではない。これらの事項を完全に理解するには、投資家は2007年9月14日付の情報説明書およびマネージメント・ディスカッション全体の精査が必要である。

世界銀行の要約情報

(別段の表示がない限り、2007年6月30日現在)

世界銀行は1945年に設立された国際機関であり、その加盟国によって所有されている。185の加盟国により所有されている世界規模の開発協力機関として世界銀行は借入加盟国と協力して、すべて貧困を克服し、生活水準を改善する観点から、国内経済の均衡のとれた持続可能な経済成長を成遂げ、経済発展および環境持続性に関する切迫した地域的および世界的問題に対する効果的解決策を見い出すことができるようにすることを主たる目的としている。世界銀行は、この目標を、専門家および開発関連訓練の蓄積した知識を用いて、主に融資、リスク管理商品、その他の金融サービスを提供することにより追求し、借入加盟国が開発関連対象に貢献した資源を蓄積し、管理し、優先できるようにする。世界銀行の185か国の株主のうちの上位5大国は、アメリカ合衆国(総議決権の16.4%)、日本(7.9%)、ドイツ(4.5%)、フランス(4.3%)および英国(4.3%)となっている。

世界銀行の財務力は、その株主から得る支援ならびに世界銀行の数多くの財務方針およびその実践に基づいている。世界銀行に対する株主の支援は、その加盟国から得た資本援助に反映され、また、借入を行っている加盟国が世界銀行に支払う義務の履行についての実績に反映されている。世界銀行の財務方針およびその実践により、準備金を確保し、資金調達源を多様化し、流動性投資の大規模なポートフォリオを維持し、また市場リスクおよび信用リスクを抑制している。このような状況において、世界銀行は、営業ベースでは1948年以来毎年利益を計上している。2007年6月30日に終了した年度における業務利益は1,659百万米ドルであった。これは平均収益資産に対し、1.34%の純収益率であった。経営目的上、世界銀行は、時価の財務諸表を作成している。当該財務諸表は、利率、通貨および信用リスクを考慮した後の世界銀行の金融資産と負債の経済価値の世界銀行による推定値を表示している。時価基準では、2007年6月30日に終了した年度における純利益は、900百万米ドルであり、平均収益資産に対する純利益率は0.72%であった。

株主資本および借入金

株主資本 世界銀行の株主は資本のうち1,898億米ドルを引受けており、そのうち115億米ドルは払込済みであり、残額については必要な場合に請求できることとなっている。請求可能な部分は、世界銀行の借入債務または保証債務を履行するためにのみ請求でき、融資を行うために用いることはできない。世界銀行の株主資本には、278億米ドルの内部留保も含まれている。株主資本対貸付比率は35.05%であった。時価基準では、株主資本対貸付比率は、34.47%であった。

借入金 世界銀行は、資金調達を柔軟かつ費用効率的なものにするため、通貨、国、資金源、および償還期日について借入を多様化している。世界銀行は、加盟国政府および中央銀行から直接に借入を行っているほか、世界の主要な資本市場すべてにおいて借入を行っている。世界銀行の2007年6月30日現在残存する借入金878億米ドル(スワップ前)は、20の通貨または通貨単位建てであり、またこのうち48億米ドルが短期借入金である。

資 産

融資 世界銀行の資産の大部分は融資であり、残存融資額は合計978億米ドルとなっている。世銀協定によると、世界銀行の融資はすべて加盟国に対して、または加盟国

の保証を得た上で、行われる。また、かかる協定上、世界銀行が行うことができる融資および保証総額は制限されている。世界銀行の融資は、信用に値するとみなされた国についてのみ行われる。世界銀行は融資残額を有する加盟国に対して新規融資を行うことができるが、融資の利息または元金の支払いについてリスケジュールは行わないというのが世界銀行の実務である。しかしながら、2001 年度において世界銀行の理事会は、旧ユーゴスラビア連邦共和国（以下「ユーゴ」という。）が承継した債務の返済遅延を解消する案に関して世界銀行がユーゴと契約を締結することを承認した。当該遅延解消案に基づき、ユーゴの遅延元利金は 2002 年度に 6 つの新たな世界銀行の融資に統合された。世界銀行はかつて一度も融資を除却したことはない。

利払停止状態の融資は世界銀行の融資ポートフォリオのうち合計 1.1%を占めており、当該融資は 3 か国を対象として、その国向けにまたはその国の保証付きで行われたものである。2007 年 6 月 30 日現在世界銀行の累積貸倒引当金は、残存する総融資額のうちの 2.0%に相当する。

流動性投資

世界銀行は、世界銀行が金融上の約定を履行することを確保するため、また世界銀行が市場での借入を行う時期について柔軟性を維持するために、流動性投資ポートフォリオを保有する。その流動性投資ポートフォリオの総額は 219 億米ドルとなっている。世界銀行は、年度中常に特定の最低額を満たすかまたはそれを上回るような流動性資産残高を維持することを方針としている。最低額は、連続する 6 か月間の世界銀行の推定最大債務支払額に当該年度に予定されている承認済み貸付実行額純額の 2 分の 1 を加えた和に相当する。2008 年度についての最低額は 160 億米ドルに設定されている。

リスク管理

世界銀行は、様々な通貨による負債を同通貨の資産と整合させ、かつ自己資本の通貨構成と残存する融資の通貨構成を一致させることにより、為替リスク回避に努めている。世界銀行は、融資および流動性ポートフォリオの金利リスクの抑制に努めている。

世界銀行は、借入コストを削減し、投資収益を増加させ、かつ貸借対照表上のリスクをより効果的に管理するため、その業務に関してデリバティブ（通貨スワップおよび金利スワップを含む。）を利用している。残存する通貨スワップおよび金利スワップに基づき受領すべき金額の総額は 814 億米ドルで、支払うべき金額の総額は、752 億米ドルである。残存する金利スワップの想定元本の総額は 663 億米ドルである。スワップに関する信用リスクは、相手方に特定の信用格付を要件とすること、またネットティングおよび担保保証の取決めをすることにより抑制されている。

1. 財務概要

世界銀行は、1945年に設立された国際機関であり、その加盟国により所有されている。世界銀行は、発展途上加盟国における持続可能な経済発展を促進し、貧困を削減することを主たる目的としている。世界銀行は、主として経済刷新のために開発プロジェクトや事業計画のための貸付、保証および関連する技術支援を提供することにより、これらの目標を追求している。世界銀行が発展途上の加盟国への貸付のために、国際金融市場からの資金の仲介ができるかどうか、かかる開発の目的を達成させる重要な要素となっている。世界銀行の目的は、利潤を最大化することではなく、財務力を確保し開発援助活動を持続するために適切な純利益を得ることである。表 1.は、過去 5 年間の抜粋財務データを表示している。

世界銀行の財務力は、その株主から得る支援ならびに世界銀行の数多くの財務方針およびその実践に基づいている。世界銀行に対する株主の支援は、その加盟国から得た資本援助に反映され、また、借入を行っている加盟国が世界銀行に支払う義務の履行についての実績に反映されている。世界銀行の財務方針およびその実践により、準備金を確保し、資金調達源を多様化し、流動性投資の大規模なポートフォリオを維持し、また信用リスク、市場変動ならびに流動性リスクを含む様々なリスクの影響を抑えている。

世界銀行の主要な資産は加盟国への貸付金である。世界銀行の貸付残高の大半は、コスト・パス・スルー基準(cost pass-through basis)で評価される。

資金調達は、世界銀行が様々な通貨による債務証券を機関投資家および一般投資家の両者に対して発行することによって行われる。これらの借入金は世界銀行の自己資本と併せて、一般的な運営のほかに貸付および投資活動への資金供給に使われる。

世界銀行はその資産と負債を主に米ドル、ユーロおよび日本円で所有している。世界銀行は、負債および自己資本の通貨と資産の通貨を対応させることによって為替相場上のリスクを回避しようとしている。しかし、発表された財務諸表における資産、負債、収益および費用の報告数値レベルは、世界銀行が報告に使用している通貨である米ドルに対する、主要通貨の為替相場の変動の影響を受けている。ただし、財務諸表の発表のための累積換算調整によって捕捉された変動は、世界銀行が自己資本の通貨と貸付通貨とを対応させているため、世界銀行のリスク負担能力に重大な影響を与えない。

2007 年度の加盟国への貸付承諾額は、2006 年度の 141 億米ドルから 13 億米ドル減少し、128 億米ドルであった。

本書中の業務利益は、総会の承認による振替および改訂済 FAS133 により公正価格で計測されている取引外デリバティブおよび借入の未実現純利益（損失）の採用前の純利益に言及している。2007 年度の業務利益は 1,659 百万米ドルであり、これは 2006 年度より 81 百万米ドル減少している。

2007 年度中に貸倒れのための引当義務が貸付ポートフォリオの信用価値の変化、予想不履行頻度（世界銀行に対する不履行の可能性）の年次見直しおよび貸付ポートフォリオの量的減少の結合的影響により、405 百万米ドル減少した。

世界銀行が活動する環境の変化を評価する意味で、世界銀行の経営陣は引当金の増加のために純利益を配分し、適格借入人の利益となるよう貸付手数料の免除をし、かつ開発支援活動のために純利益を配分することを毎年提言している。2007 年度純利益の配分および貸付手数料の免除が 2008 年度中に理事会および総務会で承認される予定である。

2. 報告基準

財務書類の報告

世界銀行は、米国において一般に公正妥当と認められる会計基準（U.S. GAAP）（本書において、「報告基準」という。）に従い財務書類を作成している。

財務会計基準 133 号「デリバティブ商品とヘッジ活動の会計」に基づき、世界銀行は、この基準に定義されるすべてのデリバティブ商品を公正価格で表示し、公正価格の変化は、直ちに収益において認識される。この基準は更に、一定基準を満たせば、適格ヘッジ関係のため、ヘッジ会計を適用することを認めている。世界銀行は、そのヘッジ戦略は世界銀行の目的を達成すると考えているが、世界銀行のデリバティブ商品のポートフォリオに対するこれらの一定基準の適用は、世界銀行のリスク管理戦略を適切な形で反映するものではない。それ故、世界銀行は、いかなる適格ヘッジ関係も定義しないことを選択した。その結果として、デリバティブ金融商品の公正価格のあらゆる変更も直ちに収益において認識されることになっている。更に、世界銀行は、上記財務会計基準 133 号の一定の条項を修正する財務会計基準 155 号「特定の複合金融商品に関する会計処理」を早くから採用し、これは 2006 年 7 月 1 日に効力を生じている。その結果、世界銀行は、元来二つに分けて個別に評価するすべての適格複合債務証券を公正価格で認識している。

本書において、その後の基準書により改訂された財務会計基準 133 号を以下「改訂済 FAS133 号」という。

マネジメント報告

世界銀行は、そのリスク管理（金利および為替リスク）および資金調達戦略を実行するにおいて、デリバティブを広範囲に使用している。更に世界銀行はデリバティブ商品を個別のポジションおよびポートフォリオの資産／負債管理のために使用している。

世界銀行の資金調達活動は、より低コストの資金を借入加盟国に対し提供するという主たる組織上の目的に適うように設計されている。世界銀行の長期資金調達の比重の高さの故に改訂済 FAS133 に基づく報告上のボラティリティ（価格の変動性）は他の多くの金融機関よりも大きいと言われることがある。改訂済 FAS133 適用の効果は、市場レートの変化によっては、各会計期間における報告上の結果に多大な影響を与えることがある。しかしながら、世界銀行は、その資金調達および資産/負債管理戦略が市場リスクからの保護とより低コストの資金調達への備えという目的を達成し、また時価基準がリスク管理およびマネジメント報告のためにより意味ある情報を提供すると考えている。

世界銀行は、時価表示がそのすべての金融商品の経済的価値をより正確に反映すると考えている。時価モデルの基準は、予想キャッシュフローの現在価値を基にしている。モデルは、各商品のキャッシュフローおよび割引率の決定において利用可能な市場データを組み込む。時価財務諸表は、世界銀行の正味実現可能額、清算価値または市場価格を一括して表示することを意図しているものではない。

表 1. 抜粋財務データ

6 月 30 日に終了した事業年度

パーセントで示される比率および利益率に関するもの以外は、百万米ドル単位

貸付	2007 年度	2006 年度	2005 年度	2004 年度	2003 年度
加盟国への約定額 ^{注 a}	12,829	14,135	13,611	11,045	11,231
総貸出額 ^{注 b}	11,055	11,883	9,722	10,109	11,921
純貸出額 ^{注 b}	(6,193)	(1,741)	(5,131)	(8,408)	(7,996)
報告基準	2007 年度	2006 年度	2005 年度	2004 年度	2003 年度
貸付利益	5,467	4,864	4,155	4,403	5,742
貸倒引当金戻入額	405	724	502	665	1,300
投資収益	1,173	1,057	627	304	418
借入費用	(4,416)	(3,941)	(3,037)	(2,789)	(3,594)
金利外純費用	(970)	(964)	(927)	(887)	(845)
業務利益	1,659	1,740	1,320	1,696	3,021
総務会承認振替	(957)	(650)	(642)	(645)	(540)
改訂済 FAS133 要求の公正価格に よる取引外デリバティブ・借入 の未実現純利益（損失）	(842)	(3,479)	2,511	(4,100)	2,323
純利益（損失）	(140)	(2,389)	3,189	(3,049)	4,804
平均収益資産純利益率 ^{注 c}	1.34	1.34	0.96	1.18	2.06
総務会承認振替及び改訂済 FAS133 採用後	(0.11)	(1.84)	2.32	(2.12)	3.27
自己資本利益率 ^{注 c}	4.64	5.05	3.90	5.21	10.32
総務会承認振替及び改訂済 FAS133 採用後	(0.37)	(6.84)	9.26	(8.88)	14.55
株主資本対貸付比率 ^{注 c}	35.05	32.96	31.45	29.35	26.59
資産合計	208,030	212,326	222,008	228,910	230,062
貸付金残高	97,805	103,004	104,401	109,610	116,240
累積貸倒引当金	(1,932)	(2,296)	(3,009)	(3,505)	(4,045)
借入金残高 ^{注 d}	87,759	95,835	101,297	108,066	108,554
自己資本合計	39,926	36,474	38,588	35,463	37,918
時価基準	2007 年度	2006 年度	2005 年度	2004 年度	2003 年度
純利益	900	640	402	484	2,896
内、時価調整分	222	(446)	(273)	(513)	394
平均収益資産純利益率	0.72	0.49	0.28	0.33	1.90
自己資本利益率	2.53	1.86	1.17	1.44	9.41
株主資本対貸付比率	34.47	32.44	30.83	29.07	26.36
無制約現金・流動投資額	22,214	24,888	26,395	31,126	26,620
貸付金残高	98,516	103,885	107,549	112,608	122,593
借入金残高 ^{注 d}	89,484	95,258	105,691	109,675	116,695
自己資本合計	38,613	37,590	36,943	36,421	35,675

注) a. 2005 年度以降、約定額には、保証約定額および保証枠が含まれる。
b. 国際金融公社との取引および資本に組み入れられたフロントエンド・フィーを含む。
c. 総務会承認振替および改訂済 FAS133 採用前の額を提示した。
d. スワップを除外し、プレミアム／ディスカウント控除後の借入金残高

関係機関－IFC、IDA および MIGA

世界銀行の活動は、世界銀行と共通の目標の達成のために緊密に活動している 3 関係機関－国際金融公社（IFC）、国際開発協会（IDA）および多数国間投資保証機関（MIGA）－により補完されている。これら機関への加盟は、世界銀行加盟国にのみ開かれている。これら各機関は、法的および財務上、世界銀行から独立し、別個の資産および負債を有しており、世界銀行は、それらそれぞれの債務に責を負わない。世界銀行の理事は、これら機関の加盟国の少なくとも一国の票数が参入されて選任されている場合には、職権上、IFC 理事会を構成し、また IDA の理事として務める。2007 年 6 月 30 日現在、世界銀行の全理事が MIGA の理事会に務めるべく選出されており、その理事会の理事の全員を構成している。

世界銀行の総裁は、IFC、IDA および MIGA の総裁でもある。IDA と世界銀行は同じ職員を有している。IFC と MIGA は各々自身の職員と経営陣（上記に記載されている者を除く。）を有している。世界銀行と IFC はまた両機関および民間開発分野における指針助言および事業投資を協調して行うために幾つかの共同管理部局を設置した。これらの部局では、両機関の職員が配置され、共同で任命されたディレクターにより運営されている。世界銀行の職員はまた、他の機関に対し一定の役務を提供している。

IFC は、民間の投資家と協調して、十分な民間資本が合理的条件で利用できない場合に投資を行うことにより民間企業の設立、改善および拡張に融資の手助けをする。179 の国が IFC の加盟国となっている。世銀協定上、世界銀行は、加盟国の保証なしに、IFC に対し、貸出を行うことができる。ただし、一定の金額を超えて、IFC の総債務残高を増加させることになる金額の貸出を IFC に対して行うことはできない。IFC がその借入エクスポージャーを管理する 1 つの方策は、借入残高に保証残高を加えた額の応募済資本に剰余金を加えた額（改訂済 FAS133 および FAS158 の影響を除く。）に対する割合として定義される債務・自己資本比率である。2007 年 6 月 30 日現在この比率は、1.3 対 1（2006 年 6 月 30 日現在、1.5 対 1）である。2007 年 6 月 30 日現在、IFC の総債務残高は、16,374 百万米ドル（2006 年 6 月 30 日現在、15,635 百万米ドル）であった。2007 年 6 月 30 日現在の IFC の総債務残高中、62 百万米ドル（2006 年 6 月 30 日現在 80 百万米ドル）が世界銀行に対する債務である。IFC は 300 百万米ドルを上限とする主要でない通貨の借入契約を世界銀行との間で締結している。2007 年 6 月 30 日現在、この借入枠に基づく借入残高は、50 百万米ドル（2006 年 6 月 30 日－50 百万米ドル）であった。IFC は、IFC と IDA 双方の加盟国の民間企業の成長を奨励する IDA 補助プロジェクトのため、2007 年 6 月 30 日終了年度中に 150 百万米ドル（2006 年 6 月 30 日終了年度－ゼロ）を IDA に付与した。

IDA の目的は、世界の低開発地域で IDA の加盟国に含まれるものにおける経済開発を、補助金と優遇条件の融資を組み合わせて提供することにより、促進することにある。IDA は、応募資本および加盟国からの寄付を原資としており、世界銀行から融資を受けることはできない。

世界銀行総務会の方針文書に基づき、世界銀行は、IDA に対し、(イ)譲渡がなされる会計年度中に生じ、かつ (ロ) 準備金に割当てする必要がない、またはその他世界銀行の業務に留保する必要のない純利益からのみ譲渡をすることができる。譲渡はまた、総務会の承認を得て、以前に剰余金に組み入れられた純利益からも行うことができる。IDA に対する譲渡承認は、2007 年 9 月 14 日現在、総計 9,157 百万米ドルとなっており、2007 年 8 月 30 日現在、IDA に対する未払残高は 70 百万米ドルである。

MIGA は、開発途上加盟国への外国投資に関する非商業的危険に対する保証を提供することにより、生産的目的のための投資の流れを促進するために設立された。世界銀行は、MIGA に融資することはできない。

世界銀行の運営

世界銀行の運営は、総務会、理事会、総裁、他の役員および職員により行われている。

世界銀行のすべての権限は、世界銀行の各加盟国により任命される総裁 1 人および総務代理 1 人からなる総務会に付与されている。総務および総務代理は、その加盟国が有している許諾権を行使する。各加盟国は、250 票および保有する 1 株式毎に各 1 票の票数を有する。総務会は、年次会合を開催する。

理事は 24 人とする。そのうち 5 人は、任命時に最大の株式数を有する 5 加盟国（米国、日本、ドイツ、フランスおよび英国）が各 1 人を任命し、19 人は、他の加盟国を代表する総務が選挙する。総務会は、世銀協定により総務に留保された権限を除き、世界銀行のすべての権限の行使の権限を理事会に委任している。理事会は会として機能し、各理事は、各人を任命または選任した加盟国の票数を投票する資格を有している。

世銀協定

世銀協定は、世界銀行の準拠規程を構成する。世銀協定は、世界銀行の地位、特権および免除を設定し、世界銀行の目的、資本構成および組織を規定し、行いうる業務を規定し、それら業務の遂行に制限を課す。世銀協定はその他に、追加加盟国の承認、世界銀行の授權資本の増額、世界銀行が貸付もしくは貸付の保証を行う際の条件、世界銀行が保有する通貨の使用、世界銀行の純利益の加盟国への配分、加盟国の脱退および資格停止ならびに世界銀行の業務停止についての規定を含んでいる。

協定は、全加盟国による受諾を要する一定の規定の改正を除き、加盟国の 5 分の 3 で総投票権数の 85 パーセントを有するものの受諾により改正することができる旨定めている。世銀協定は更に、加盟国と世界銀行の間または世界銀行加盟国間で生じた世銀協定の規定の解釈上の問題は理事会により決定される旨規定している。その決定は、いずれの加盟国によっても総務会に付託されることができ、その決定は最終的なものとなる。その付託の結果が判明するまで、世界銀行は、理事会の決定に基づいて行動することができる。

地位、特権および免除

世銀協定は、その加盟各国の領域において、世界銀行に対し、地位、一定の特権および免除を付与する規定を含んでいる。

世界銀行は、契約を締結し、財産を取得し、処分する、また訴え、訴えられる資格を有する完全な法人格を有している。世界銀行に対する訴訟は、当該領域内に世界銀行が事務所を有している、もしくは、訴状もしくは令状通知受領代理人が指名されている加盟国、または当該領域内で世界銀行が証券の発行もしくは保証をしていた加盟国の管轄裁判所に提起することができる。しかし、加盟国もしくはその代理人または加盟国から請求権を承継した者は、世界銀行に対する訴訟を提起できない。世界銀行の総務、理事、代理、役員および使用人は、公的資格で行う行為について訴訟手続を免除される。ただし、世界銀行がこの免除を放棄するときは、この限りでない。

世界銀行の文書は、不可侵である。世界銀行の資産は、世界銀行に対する裁判の確定前は、押収、差押、または仮執行を免除されている。世界銀行、その資産、財産および収入ならびに世銀協定により認められる業務および取引は、すべての租税および関税を免除されている。世界銀行は、また、公租公課の徴収または納付の義務を免除されている。世界銀行が発行した証券およびその利息は、一般的に租税を免除されない。

世銀協定上、世界銀行が発行した証券およびその利息は、いかなる加盟国による、(a)世界銀行が発行したことのみを理由として当該証券に不利な差別を設ける課税、または、(b)当該証券の発行、支払予定もしくは支払実施の場所もしくは通貨または世界銀行が維持する事務所の所在地もしくは業務所の位置を唯一の課税根拠とする課税に服さない。また世銀協定上、世界銀行は、当該証券の利息に関する租税を源泉徴収する、または支払う義務を負わない。

会計年度、公表および純利益の割当

会計年度： 世界銀行の会計年度は、7月1日から6月30日である。

公表： 世銀協定に従い、世界銀行は、監査済財務諸表を含む年次報告書を公表し、加盟国に対し、四半期報告書を配布する。

純利益の割当： 総務会は、毎年、世界銀行の純利益から準備金に関する控除を行ったものについて、剰余金への繰入額および分配するときは、分配額を決定する。世界銀行は、その設立以来加盟国に対し、配当を宣言し、または支払ったことはない。しかしながら、世界銀行は、定期的に純利益の一部を IDA または世界銀行の目的を促進する他の使用機関に移している。

総務会承認済譲渡に関する会計原則の変更

2006 年度中に世界銀行は、総務会承認済譲渡に関する会計を再評価し、2006 年 6 月 30 日終了年度の財務諸表から効力を生ずるものとして、総務会承認済譲渡のすべてを損益計算書中の費用として報告することに決定した。従って、以前の期間の表 1. のデータを含む財務諸表でこの会計方針の変更の影響を受けるすべての金額が調整されている。

本頁以降に記載の財務諸表は2007年9月14日付情報説明書中の世界銀行の監査済貸借対照表および監査済損益計算書の日本語訳である。世界銀行および世界銀行の社外会計士は日本語訳作成には関与しておらず、日本語訳の検討も行っていない。

貸借対照表

2007年6月30日及び2006年6月30日現在

百万米ドル単位

	2007年度	2006年度
資産		
銀行預金		
無制約通貨	\$ 41	\$ 65
制約付通貨	724	693
	765	758
投資－取引（買戻又は証券貸出契約に基づき譲渡された証券（2007年6月30日-193百万米ドル、2006年6月30日-ゼロ）を含む。）	23,054	25,672
買戻約定付購入証券	282	154
応募済資本勘定上の譲渡不能無利息要求払債務	1,724	1,766
通貨及び金利スワップ受取債権		
投資	7,138	7,525
貸付	4,778	87
借入	69,507	70,036
その他資産／債務	13	835
	81,436	78,483
応募済資本勘定上の保有通貨の価値の維持のための受取債権	20	40
その他受取債権		
流通証券投資からの受取債権	81	282
貸付金利息	1,353	1,287
	1,434	1,569
貸付残高		
総貸付高	133,245	137,942
未貸出控除分	35,440	34,938
貸付残高	97,805	103,004
控除：		
累積貸倒引当金	1,932	2,296
延滞貸付金利息	440	487
貸付金残高純額	95,433	100,221
その他の資産		
未償却借入発行費用	299	344
前払年金費用	2,324	2,083
固定資産（純額）	627	651
その他	632	585
	3,882	3,663
総資産	\$ 208,030	\$ 212,326

	2007年度	2006年度
負債		
借入		
借入・償却コスト	\$ 75,262	\$ 94,802
借入・公正価格	12,497	1,033
	87,759	95,835
買戻契約に基づく売却証券、証券貸出契約に基づく貸出証券及び受領済現金担保支払債務	193	-
デリバティブ支払債務		
投資	7,527	7,960
貸付顧客費用	4,776	84
借入	62,850	65,819
その他資産／債務	38	1,014
	75,191	74,877
応募済資本勘定上の保有通貨の価値の維持のための支払債務	149	90
その他の債務		
購入投資証券支払債務	662	850
発生借入費用	2,123	2,122
総務会承認済譲渡債務	70	276
退職後給付制度債務	249	174
支払債務及びその他債務	1,708	1,628
	4,812	5,050
総負債	168,104	175,852
資本		
株式資本		
授権資本（1,581,724株－2007年6月30日及び2006年6月30日）		
応募済資本（1,573,349株－2007年6月30日及び1,572,661株－2006年6月30日）	189,801	189,718
控除－払込未了分	178,315	178,235
払込済資本	11,486	11,483
保有通貨の価値の維持のための額	108	52
内部留保	27,831	24,782
その他の包括的累積利益	501	157
総資本	39,926	36,474
総負債及び総資本	\$ 208,030	\$ 212,326

損益計算書

2007年6月30日、2006年6月30日及び2005年6月30日終了会計年度

百万米ドル単位

	2007年度	2006年度	2005年度
収益			
貸付			
利息	\$ 5,391	\$ 4,791	\$ 4,084
約定手数料	76	73	71
投資－取引			
利息	1,151	1,067	630
純利益（損失）	22	(10)	(3)
その他	268	267	271
総収益	6,908	6,188	5,053
費用			
借入			
利息	4,324	3,836	2,942
発行その他借入費用償却	92	105	95
管理費	1,065	1,058	1,021
特別プログラム貢献	171	173	173
貸倒引当金繰戻入	(405)	(724)	(502)
その他	2	-	4
総費用	5,249	4,448	3,733
総務会承認振替前利益及び非取引			
デリバティブ及び借入の未実現利益（損失）の純額			
（公正価格による）－改訂済FAS133による	1,659	1,740	1,320
総務会承認振替	(957)	(650)	(642)
非取引デリバティブ及び借入の未実現利益（損失）の純額（公正価格による）－改訂済FAS133による	(842)	(3,479)	2,511
純利益（損失）	\$ (140)	\$ (2,389)	\$ 3,189

包括損益計算書

2007年6月30日、2006年6月30日及び2005年6月30日終了会計年度

百万米ドル単位

	2007年度	2006年度	2005年度
純利益（損失）	\$ (140)	\$ (2,389)	\$ 3,189
その他包括利益			
純利益へのFAS133移行調整再分類	(32)	(4)	(44)
通貨換算調整	313	273	(139)
その他包括利益（損失）総額	281	269	(183)
包括利益（損失）	\$ 141	\$ (2,120)	\$ 3,006

下記の表は、「マネージメント・ディスカッション」中の2008年度第3四半期（2008年3月31日終了）に関する財務データの一部である。

要約貸借対照表

百万米ドル単位

	2008年3月31日 (無監査)	2007年6月30日 (無監査)
資産		
銀行預金	887	765
投資－取引（買戻又は証券貸出契約に基づき譲渡された証券（2008年3月31日-213百万米ドル、2007年6月30日-193百万米ドル）を含む。）	26,406	23,054
買戻約定付購入証券	—	282
応募済資本勘定上の譲渡不能無利息要求払債務	1,575	1,724
デリバティブ受取債権		
投資	5,345	7,138
貸付	7,035	4,778
借入	77,459	69,507
その他資産	633	13
貸付残高		
総貸付高	133,678	133,245
未貸出控除分	33,657	35,440
貸付残高	100,021	97,805
控除：		
累積貸倒引当金	1,330	1,932
延滞貸付金利息	418	440
貸付金残高純額	98,273	95,433
退職年金累積積立金	2,490	2,324
その他資産	2,850	3,012
総資産	\$ 222,953	\$ 208,030

	2008年3月31日	2007年6月30日
	(無監査)	(無監査)
負債		
借入・償却コスト	\$ 74,072	\$ 75,262
借入・公正価格	13,833	12,497
買戻契約に基づく売却証券及び受領済現金担保支払債務	3,673	193
デリバティブ支払債務		
投資	6,075	7,527
貸付顧客費用	7,027	4,776
借入	68,374	62,850
その他資産／債務	418	38
総務会承認済譲渡債務	—	70
その他債務	4,582	4,891
総負債	178,054	168,104
資本		
株式資本		
授権資本（1,581,724株－2008年3月31日及び2007年6月30日）		
応募済資本（1,573,349株－2008年3月31日及び2007年6月30日）	189,801	189,801
控除－払込未了分	178,315	178,315
	11,486	11,486
保有通貨の価値の維持のための額	782	108
内部留保	31,300	27,831
その他の包括的累積利益	1,331	501
総資本	44,899	39,926
総負債及び総資本	\$ 222,953	\$ 208,030

要約損益計算書

百万米ドル単位

	3月31日までの3か月		3月31日までの9か月	
	(無監査)		(無監査)	
	2008年	2007年	2008年	2007年
収益				
貸付	\$ 1,375	\$ 1,353	\$ 4,359	\$ 4,108
投資－取引	275	314	914	962
その他	68	64	178	187
総収益	1,718	1,731	5,451	5,257
費用				
借入	1,015	1,126	3,199	3,405
管理費	265	258	760	742
特別プログラム貢献	51	73	109	126
貸倒引当金戻入	(505)	(117)	(731)	(256)
総費用	826	1,340	3,337	4,017
総務会承認振替前利益及び非取引 デリバティブ 及び借入の未実現利益（損失）の純額（公正価格 による）－改訂済FAS133による	892	391	2,114	1,240
総務会承認振替	—	(80)	(600)	(947)
非取引デリバティブ及び借入の未実現利益（損失） の純額－改訂済FAS133による公正価格による	861	(200)	1,955	341
純利益	\$ 1,753	\$ 111	\$ 3,469	\$ 634

世界銀行と日本



世界銀行東京事務所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル 10 階

Tel: 03-3597-6650 Fax: 03-3597-6695

<http://www.worldbank.or.jp> (世銀東京事務所：日本語)

<http://www.worldbank.org> (世銀ワシントン本部：英語)

PIC 東京 (世界銀行情報センター)

富国生命ビル 1 階 E-mail: Ptokyo@worldbank.org

世界銀行とは

世界銀行の成り立ち

世界銀行の設立は、第二次世界大戦末期にさかのぼります。1944年、米国ニューハンプシャー州ブレトン・ウッズに連合国代表が集まり、戦後の世界経済の安定と復興について話し合いました。この時、国際復興開発銀行（IBRD）と国際通貨基金（IMF）を創設する協定が起草されました。



歴史的なブレトン・ウッズ会議

世界銀行グループ

世界銀行とは一般に、国際復興開発銀行（IBRD）と国際開発協会（IDA）を指します。これに、姉妹機関として、IFC、MIGA、ICSIDを併せ、世界銀行グループと呼びます。各機関は、世銀総裁が統括し、業務を遂行しています。



国際復興開発銀行（IBRD） 1945年設立
IBRDは中所得国及び信用力のある貧困国に融資、保証及び分析・助言サービスなどの非融資業務を提供し、これらの国の貧困削減を目指しています。



国際開発協会（IDA） 1960年設立
IDAは市場の条件で借入を行うことが出来ない特に貧しい国を対象とし、長期で無利子の融資を行っています。多くの最貧国では住民のほとんどが1日2ドル未満で生活しています。



国際金融公社（IFC） 1956年設立
IFCは民間セクターを通じて途上国の経済発展を支援しています。また、政府保証を取り付けることなく、民間パートナーと共に、途上国の持続可能な民間企業に投資を行っています。



多数国間投資保証機関（MIGA） 1988年設立
MIGAは投資家が途上国に投資を行う際の非商業リスク（収用、通貨の兌換停止、送金制限、戦争や内乱、契約不履行）などを保証することで、途上国に対する外国直接投資を促進しています。



投資紛争解決国際センター（ICSID） 1966年設立
ICSIDは国際投資紛争の調停を行う場を提供することで、外国投資の促進に貢献しています。また、紛争解決や外国投資法に関する調査・出版活動も実施しています。

世界銀行と日本

日本の世界銀行への加盟

日本は、第二次世界大戦の被害から復興するために、世銀から多額の資金を借入れました。日本が世銀に加盟したのは、サンフランシスコで対日講和条約が調印された翌年の1952年でした。最初の借入は、1953年に調印された火力電力プロジェクトに対するものでした。



東海道新幹線の開通式

1950年代では、鉄鋼、自動車、産業、造船、ダム建設を含めた電力開発に向けられました。1960年代に入ると、道路・輸送セクターが主な対象となり、名神高速道路や東海道新幹線などの建設への借入が行われました。日本が世銀から借入れた総額はおよそ8億6,300万ドル、31件となり、最後の借款を完済したのは1990年7月です。

日本に対する世銀の融資一覧

融資契約調印日	受益企業・対象事業
1953/10/15	関西電力 多奈川火力二基*
10/15	九州電力 刈田火力一基*
10/15	中部電力 四日市火力一基*
1955/10/25	八幡製鉄 厚板圧延設備*
1956/02/21	日本鋼管 継ぎ目なし中継管製造整備*
	トヨタ自動車 拳母工場 トラック・バス用工作機械*
	石川島重工 東京工場 船舶用タービン製造設備*
	三菱造船 長崎造船所 ディーゼルエンジン製造設備*
12/19	川崎製鉄 千葉工場 ホット及びコールドストリップミル*
12/19	農地開発機械公社 上北根川地区開墾事業、篠津泥炭地区開墾事業、乳牛輸入分など
1957/08/09	愛知用水公社 愛知用水事業分
1958/01/29	川崎製鉄（2次）千葉工場高炉、コークス炉*
06/13	関西電力（2次）黒部第四水力発電*
06/27	北陸電力 有峰水力発電*
07/11	住友金属 和歌山工場高炉、製鋼分塊設備*
08/18	神戸製鋼 灘浜工場高炉、脇浜工場製鋼*
09/10	中部電力（2次）畑薙第一、第二水力発電*
09/10	日本鋼管（2次）水江工場転炉*
1959/02/17	電源開発 御母衣水力発電*
11/12	富士製鉄 広畑工場高炉一基、転炉分塊*
11/12	八幡製鉄（2次）戸畑工場高炉二基*
1960/03/17	日本道路公社 尼崎―栗東間高速道路
12/20	川崎製鉄（3次）千葉工場厚板工場新設*
12/20	住友金属（2次）和歌山工場 コンバインドミル*
1961/03/16	九州電力（2次）新小倉火力*
05/02	日本国有鉄道 東海道新幹線
11/29	日本道路公社（2次）一宮―栗東、尼崎―西宮間高速道路
1963/09/27	日本道路公社（3次）東京―静岡間高速道路
1964/04/22	日本道路公社（4次）豊川―小牧間高速道路
1964/12/23	首都高速道路公社 羽田―横浜間高速道路
1965/01/13	電源開発 九頭竜川水至長野及び湯上発電所建設
05/26	日本道路公社（5次）静岡―豊川間高速道路
09/10	阪神高速道路公社 神戸市高速道路1号
1966/07/29	日本道路公社（6次）東京―静岡間高速道路

* 日本開発銀行経由。

借入国から資金供与国へ

1966 年、日本は最後の借入に調印し、世銀の 11 番目の卒業国となりました。当時、最大の世銀借入国の 1 つであった日本は、現在では世界銀行の資金調達の源泉である世銀債の最大の投資家となっています。さらに、日本は米国に次ぐ第 2 位の出資国でもあり、様々な分野で世銀の重要なパートナーとなっています。世銀からの資金を基礎として著しい復興と躍進を遂げた事は世界の注目を集めました。

日本とのパートナーシップと協力活動

世銀は、日本の政府、公的援助機関はもとより、民間セクター、学会・研究機関、NGO・シビルソサエティなどとの幅広いパートナーシップを促進しています。また、世銀の活動は、開発政策・人材育成（PHRD）基金、日本社会開発基金（JSDF）を始め、協調融資や世界銀行研究所（WBI）の日本プログラムなどを通じて、日本から様々な支援を受けています。

■ 開発政策・人材育成（PHRD）基金

PHRD は、1990 年に途上国の開発政策を立案・実施できる人材の育成を目指し、技術支援を通じ、世界銀行の加盟国の経済復興と成長を促すために設置されました。同基金は、世界銀行のプロジェクトの準備のための技術支援、人材育成関連の協調融資、進行中のプロジェクトの実施に関わるキャパシティビルディングへの支援に資金を提供しています。

■ 日本社会開発基金（JSDF）

JSDF は、1997-99 年の世界経済危機がもたらした貧困問題により一層効果的に取り組むため、NGO・シビルソサエティや地域社会と協力して世銀グループの融資業務を実施することを目的とし、2000 年 6 月、日本政府の拠出により創設されました。JSDF は、途上国の貧困に苦しむ人々、社会的に最も弱い立場におかれている人々のニーズに直接対応し、持続可能な活動へと発展する可能性の高い社会プログラムを通して、これらの人々の能力を強化し、開発プロセスへの参加を促進するためのグラントを提供しています。

■ 世界銀行研究所（WBI）の日本プログラム

WBI は、途上国の人材開発を目的とした研修およびリサーチを行う世銀の機関です。1990 年に立ち上げられた「ブレイン・トラスト・プログラム」では、日本や東アジアの開発に関する研究を途上国に役立てること目的とし、日本の技術・政策専門家や研究者が参加する研修プログラムを積極的に取り入れ、知識の共有をはかっています。

■ 協調融資

世銀との協調融資において、日本は最大の資金供与国となっています。国際協力銀行（JBIC）が最大のパートナーであり、1990 年代には全体の 4 割を占めていました。近年、世界銀行と JBIC との協調融資は、資金面だけでなく、世銀と IMF が主導する貧困削減戦略文書（PRSP）の策定プロセスや、東アジアのインフラ共同調査の実施など、政策レベルでも増加しています。

■ グローバル・ディベロップメント・ラーニング・ネットワーク（GDLN）

世銀では、開発における情報技術（IT）の活用を推進し、テレビ会議やインターネットによる遠隔研修システムの GDLN を支援しています。2004 年 6 月には、日本の支援により、世界 80 ケ所余りに設置されている遠隔研修センターを接続し、途上国の人材育成や政策対話の機会を提供する東京開発ラーニングセンター（TDLC）が開設されました。



東京開発ラーニングセンターのテレビ会議スタジオ

世界銀行東京事務所

世銀は途上国の開発に関する「知識の銀行」としての役割に力を入れており、途上国のキャパシティビルディングのための専門知識を提供するパートナーという点において、日本との関係は重要となっています。世銀東京事務所は 1970 年に設立され、日本とのパートナーシップの強化を目指した活動を行っています。また、IFC および MIGA も、世銀東京事務所と同じビル・階に駐日事務所を開設しています。

■ 広報対外関係

開発問題に関する世銀の政策、活動に関する最新情報をより多くの人にご案内し、世銀による途上国への協力活動を支援して頂くために、次のような活動を行っています。

- ・ セミナー・シンポジウムの開催を通じた開発に関する議論の推進
- ・ 政府・官公庁及び開発関係機関との政策対話の推進
- ・ 記者会見及びメディアブリーフィングの開催
- ・ PIC 東京（世銀情報センター）の開設
- ・ 民間セクターとの連携・対話
- ・ ビジネス相談アワーの開設
- ・ 大学・研究機関、学生・ユースとの対話
- ・ NGO・シビルソサエティとの連携
- ・ PNoWB（世界銀行国会議員連盟）を通じた国会議員との対話
- ・ 東京事務所スタッフによる出張講演及び修学旅行生訪問受入れ

■ 世銀債

日本の資本市場は、東京事務所設立以来 30 余年に渡り世銀の円資金調達に重要な役割を担ってきました。近年は個人投資家の外貨建て世銀債への需要が強く、個人投資家の世銀債投資層に占める割合が大きく増加しています。安定的な世銀債投資を継続頂いている機関投資家も併せ、今や日本は単独の国としては世銀債の最大の投資家となっています。世銀東京事務所はデット IR の本邦拠点として、日本の投資家の様々なご要望にきめ細かく対応させて頂いています。

ピック

PIC (世銀情報センター) とは



世銀は、支援する開発プロジェクトの透明性と説明責任をさらに高めることを目的として、世界各国の事務所に情報センター（PIC〈ピック〉＝Public Information Center）を設置しています。日本では、1994年にPIC東京が開設し、世界銀行の活動、政策についての情報窓口として、一般の方々にも気軽にご利用頂ける様々なサービスを提供しています。また、地方における世界銀行の情報拠点となるPIC東京のキオスク（分室）が、広島大学、神戸大学、名古屋大学、及び北海道大学に開設されています。



PIC東京は、一般の方に公開された世銀の情報窓口です



プログラムおよびイベント

● グループ研修受入れ

修学旅行や大学のゼミなど、グループ単位での研修訪問を受入れ、途上国における貧困問題や、世銀の業務全般について説明します。

● コーヒーアワー・シリーズ

テーマごとに世銀の専門家や日本の援助関係機関スタッフとのインフォーマルな意見交換の場を提供します。

● 著者を招いて

世界銀行の出版物の著者や訳者を招いた懇談会を開催します。

● 共同開発講座シリーズ

他の研究機関との共同で、様々なテーマを取り上げた開発講座を開催します。

イベントスケジュールの詳細は、世銀東京事務所ホームページ (<http://www.worldbank.or.jp>) でご案内しています。

PIC 東京の主な公開資料

主要出版物

- ・「世界銀行年次報告」(World Bank Annual Report)
毎年発行される、世銀の活動内容の報告書
- ・「世界開発報告」(World Development Report)
毎年一つの開発テーマに焦点を当てて出版される主要な報告書
- ・「世界開発指標」(World Development Indicators)
開発に関する 600 以上の指標データを収録した年刊統計資料集
- ・「世界開発金融」(Global Development Finance)
途上国の対外債務や金融フローに関する年刊報告書
- ・「世界経済見通し」(Global Economic Prospects)
世界経済の動向を踏まえ、途上国経済の長期予測を行う年刊報告書

世銀融資プロジェクト関連資料

- ・国別援助戦略 (Country Assistance Strategy)
- ・貧困削減戦略文書 (Poverty Reduction Strategy Paper)
- ・プロジェクト情報文書 (Project Information Document)
- ・プロジェクト審査報告書 (Project Appraisal Document)
- ・経済・セクター報告書 (Economic and Sector Report)
- ・環境アセスメント (Environmental Assessment)
- ・プロジェクト完了報告書 (Implementation Completion Report)
- ・業務評価レポート (Operations Evaluation Report)

無料配布物

- ・世銀の活動に関する各種小冊子
- ・世銀発行プレスリリース
- ・世銀「ディスクロージャー」誌 他

関連情報ウェブサイト

- ・世銀出版物・資料
<http://www-wds.worldbank.org/>
- ・世銀プロジェクト情報
<http://www.worldbank.org/projects>
- ・世銀各種統計・データ
<http://www.worldbank.org/data/>
- ・世銀出版物オンライン購入
<http://publications.worldbank.org/ecommerce/>
- ・世銀東京事務所発行 e- ニュース
http://www.worldbank.or.jp/04data/09enews/enews_top.html
- ・世銀債 <http://www.seginsai.com/>
- ・世銀職員採用・インターンシップ
<http://lnweb28.worldbank.org/hrs/careers.nsf/>
- ・世銀奨学金
<http://www.worldbank.org/wbi/scholarships/home.html>